

教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	広島女学院大学教職課程運営委員会
目的：	全学の教職課程の運営に関する諸事項を審議し、実施する。
責任者：	総合学生支援センター長
構成員(役職・人数)：	委員長(総合学生支援センター長)、初等教職課程担当主任、中等教職課程担当主任、総合学生支援センター事務課長、総合学生支援センター事務課教職課程担当
運営方法：	年に2回の定期委員会を開催し、 (1)教職課程全体の編成に関する事項、(2)課程認定内容の検討に関する事項、 (3)教職を志望する学生の支援に関する事項、 (4)教科及び教職に関する科目を担当する教員のFDに関する事項、 (5)教職課程全体の自己点検・評価及び改善に関する事項、 (6)その他、教職課程全体に関して必要な事項について審議し、業務を遂行する。 また、必要に応じて委員会を開催し、初等教職課程、中等教職課程間の連絡調整を行い、全学の教職課程の円滑な運営を図る。

②

組織名称：	中等教職課程委員会
目的：	中学校・高等学校教職課程及び栄養教諭課程の運営に関する業務を行う。
責任者：	中等教職課程担当主任
構成員(役職・人数)：	中等教職課程専任教員(このうち1名は中等教職課程担当主任)、中等教職課程を置く学科から選出された教員(各学科1名以上)、及び総合学生支援センター事務課教職担当(1名)から構成されている。
運営方法：	中等教職課程専任教員から選ばれた中等教職課程担当主任を委員長とし、各学部・学科の教員及び教職課程担当教務課員を構成員として年平均6回程度の委員会を開催し、 (1)中等教職課程の編成に関する事項、(2)授業改善方策の検討に関する事項、 (3)授業実施計画の策定に関する事項、(4)教育実習生の派遣計画の策定に関する事項、 (5)中等教職課程の自己点検・評価及び改善に関する事項、 (6)その他、当該教職課程に関して必要な事項について審議し、業務を遂行する。 なお、本委員会で議論されたことで全学的な事項に関しては、教職課程運営委員会の議を経て各学部教授会及び大学評議会で審議し、学長によって決定される。

③

組織名称：	初等教職課程委員会
目的：	幼稚園教職課程及び小学校教職課程の運営に関する業務を行う。
責任者：	初等教職課程担当主任
構成員(役職・人数)：	児童教育学科の教員(このうち1名は初等教職課程担当主任)及び総合学生支援センター事務課教職課程担当から構成されている。委員長(初等教職課程担当主任)及び委員。

運営方法：

初等教職課程担当主任を委員長とし、学科の教員及び総合学生支援センター事務課教職課程担当を構成員として年間 12 回程度の委員会を開催し、

- (1)初等教職課程の編成に関する事項、(2)授業改善方策の検討に関する事項、
- (3)授業実施計画の策定に関する事項、(4)教育実習生の派遣計画の策定に関する事項、
- (5)初等教職課程の自己点検・評価及び改善に関する事項、
- (6)その他、当該教職課程に関して必要な事項について審議し、業務を遂行する。

なお、本委員会で議論されたことで全学的な事項に関しては、教職課程運営委員会の議を経て各学部教授会及び大学評議会で審議し、学長によって決定される。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図

